令和4年度

南あわじ市

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

南あわじ市監査委員

令和4年度 南あわじ市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の根拠等

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)、南あわじ市監査基準等に準拠して実施した。

2 審査の種類

健全化判断比率及び資金不足比率審査

3 審査の対象

- (1) 令和4年度 健全化判断比率
 - ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率
- (2) 令和4年度 資金不足比率
- (3) (1)及び(2)の算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

審査は、主として次に掲げる点に着目して実施した。

- (1) 比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- (2) 比率の算定は、関係法令に準拠し正確に算定されているか。

5 審査の実施内容

- (1) 審査の期間等

 - イ 場所 南あわじ市役所 監査委員事務局執務室及び304・305会議室
- (2) 審査の実施内容

この審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めにより市長から送付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合確認及び関係職員からの説明聴取等の方法により実施した。

第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも関係法令に準拠し適正に算定されているものと認められる。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認められる。

審査の概要及びそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

		一 般 会 計	実質	連			
般会計等	一般会計等に 属 す る 特 別 会 計	産業廃棄物最終処分事業特別会計	実質赤字比率	結			
	一般会計等以	国民健康保険特別会計保険事業勘定		実			
	外の特別会計	国民健康保険特別会計直営診療所勘定		質			
公	のうち公営企 業に係る特別	介護保険特別会計保険事業勘定			実	将	
営	会計以外の特	後期高齢者医療特別会計		赤	質		
事	別 会 計	介護保険特別会計介護サービス事業勘定			月 月	来	
業関	法 適 用 公 営 企 業	下水道事業会計			公		資金
係	法 非 適 用	土地開発事業特別会計		比	債	負	金不足比
	公営企業	国民宿舎事業特別会計	率	費	│ │ 担	率	
		淡路広域行政事務組合			比上	-	
		淡路広域消防事務組合				比	
		洲本市・南あわじ市衛生事務組合			率		
407	, -t- z 4p. A	南あわじ市・洲本市小中学校組合				率	
一部 広	事務組合・ 域 連 合・	淡路広域水道企業団					
		洲本市・南あわじ市山林事務組合					
		兵庫県議会議員公務災害補償組合					
		兵庫県市町村職員退職手当組合					
		兵庫県後期高齢者医療広域連合					
第三	セクター等	(兵庫県信用保証協会)				\checkmark	

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

区分	令和4年度	令和3年度	増減	早期健全	財政再生
	, ,	, ,		化 基 準	基準
実 質 赤 字 比 率	_	_	_	12.71	20. 00
連結実質赤字比率	_	_	_	17. 71	30. 00
実質公債費比率	13. 0	13. 1	△0.1	25. 0	35. 0
将来負担比率	68. 6	67. 3	1. 3	350. 0	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、赤字でないため「一」で表示している。

実質公債費比率は13.0%で、前年度と比較すると0.1ポイント改善しており、早期健全化 基準(25.0%)、財政再生基準(35.0%)を下回っている。

将来負担比率は 68.6%で、前年度と比較すると 1.3 ポイント悪化しているが、早期健全化 基準 (350.0%) を下回っている。

本市の財政は、国の示す基準から判断すると、健全な状態であるといえる。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、 比率は次の算式による。

本市の実質収支額は、9億9,415万9千円の黒字となっているため、実質赤字比率は生じていない。参考としての比率を求めたところ \triangle 6.23%となっている。

(単位:%)

区	分	令和4年度	令和3年度	増減
本市の参考比	率 A/B	△6. 23	△7. 15	0.92

(単位:千円、%)

区			\wedge		実質収	之類	増減額	増減率		
	<u> </u>		分 		令和4年度	令和3年度	增侧領	1百00年		
_		般		会		計	991, 424	1, 168, 740	△177, 316	△15. 2
<u> </u>	般会詢	十等し	こ属で	する生	寺別会	計	2, 735	2, 771	△36	$\triangle 1.3$
j	産業廃	棄物晶	是終処	分事業	(特別	会計	2, 735	2, 771	△36	△1.3
合					計	A	994, 159	1, 171, 511	△177, 352	△15. 1
標	準	財	政	規	模	В	15, 952, 374	16, 369, 776	△417, 402	△2.5

[標準財政規模] (単位:千円、%)

	区				分		令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
標	準	税	収	入	額	等	7, 216, 383	6, 815, 177	401, 206	5. 9
普	通	交	. 1	付	税	額	8, 536, 102	8, 826, 131	△290, 029	△3. 3
臨日	寺財政	女 対	策 債	発育	亍可 自	它額	199, 889	728, 468	△528, 579	△72. 6
合						計	15, 952, 374	16, 369, 776	△417, 402	△2.5

(2) 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化して財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

本市の連結実質収支額は、15 億 1,841 万 1 千円の黒字となっているため、実質赤字比率は生じていない。参考として比率を求めたところ \triangle 9.51%となっている。

(単位:%)

区	分	令和4年度	平成3年度	増減
本市の参考比率	輕 (A+B) /C	△9. 51	△10. 18	0.67

(単位:千円、%)

	ا <u>ت</u>	<u> </u>		実質収	又支額	神 /特哲	神 /中本		
	区		7	Ĭ		令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
_	般		会		計	991, 424	1, 168, 740	△177, 316	△15. 2
一般会計等の計算の計算の計算の計算の計算の計算の計算の計算の計算の計算の対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	産業廃棄	物最終	処分事	業特別会	計	2, 735	2, 771	△36	△1.3
小		計			A	994, 159	1, 171, 511	△177, 352	△15. 1
	区 分			資金乗	制余額	増減額	描述率		
			ク	゙゚゚゚		令和4年度	令和3年度	追例領	増減率
一般会計	国民健康	保険特別	川会計係	以除事業甚	加定	65, 050	88, 208	△23, 158	△26. 3
等以外の 特別会計 のうち公	計 国民健康保険特別会計直営診療所勘		加定	0	8	皆減	_		
営金業る	後期高	齢者	医療	特別会	計	22, 181	20, 729	1, 452	7. 0
特別会計以外の	介護保険	特別会	計保	倹事業甚	定	131, 779	56, 837	74, 942	131. 9
特別会計	介護保険特	別会計分	个護サー	ビス事業	動定	0	0	0	_
法 適 用 公営企業	下 水	道	事業	会	計	143, 004	170, 698	△27, 694	△16. 2
法非適用	土地開	発 事	業集	別 会	計	158, 133	158, 133	0	_
公営企業	国民宿	舍事	業集	別 会	計	4, 105	540	3, 565	660. 2
小		計			В	524, 252	495, 153	29, 099	5. 9
合		計	A	+	В	1, 518, 411	1, 666, 664	△148, 253	△8.9
標準	財	政	規	模	С	15, 952, 374	16, 369, 776	△417, 402	△2.5

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、比率は次の算式による。

(元利償還金 A+準元利償還金 B) - (特定財源 C+

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D)

実質公債費比率 = 標準財政規模E-

- の3か年平均

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額D

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位:%)

区	分	令和4年度	令和3年度	増減
実質公債費比率	医(3か年平均)	13. 0	13. 1	△0. 1

(単位:千円、%)

	区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	
A	元 利 償 還 金	3, 281, 198	3, 281, 270	3, 273, 073	3, 368, 769	
В	準 元 利 償 還 金	1, 630, 133	1, 729, 881	1, 863, 822	1, 794, 427	
С	特 定 財 源	107, 578	115, 505	121, 657	126, 039	
	元利償還金·準元利償還					
D	金に係る基準財政	3, 158, 031	3, 197, 198	3, 308, 515	3, 421, 700	
	需要額算入額					
Е	標準財政規模	15, 952, 374	16, 369, 776	16, 015, 207	15, 784, 634	
単	年度実質公債費比率	12.86	12.89	13. 43	13. 07	

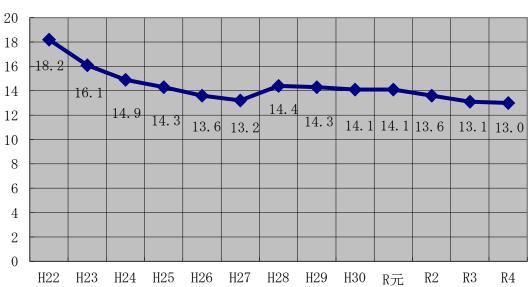
実質公債費比率は13.0%で、前年度より0.1ポイント改善しており、早期健全化基準(25.0%)を下回る数値となっている。

単年度の比率では、比率算定の分母である標準財政規模において令和3年度に限り創設された臨時財政対策債償還基金費の皆減による基準財政需要額の減などにより減少、分子においても地方債の償還財源に充てたと認められる繰出金の減などにより減少し、分母、分子とも同程度の減少となったことから、前年度からほぼ横ばいとなった。

年次別実質公債費比率の推移については、次のグラフのとおりである。

年次別実質公債費比率の推移





(4) 将来負担比率

地方公共団体の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等について、現時点での残高の程度を指標化することにより、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものである。この数値が高ければ、将来の財政を圧迫する可能性が高いといえる。比率は次の算式による。

将来負担比率 = 将来負担額 A - 充当可能な財源(基金・特定歳入等) B 標準財政規模 C - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D 将来負担比率は、次表のとおりである。

(単位:%)

区	分	令和4年度 令和3年度		増減	
将 来 負	担 比 率	68. 6	67. 3	1.3	

(単位:千円、%)

	区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
A	将来負担額	56, 796, 368	57, 015, 202	△218 , 834	△0.4
В	充当可能力,排(基金•特定歲入等)	48, 013, 727	48, 149, 423	△135 , 696	△0.3
	(A-B) 計	8, 782, 641	8, 865, 779	△83, 138	△0.9
С	標準財政規模	15, 952, 374	16, 369, 776	△417, 402	△2.5
D 元利償還金・準元利償還金ご係 る基準財政需要額算入額		3, 158, 031	3, 197, 198	△39, 167	△1.2
	(C-D) 計	12, 794, 343	13, 172, 578	△378, 235	△2.9

将来負担比率は 68.6%で、前年度に比べ 1.3 ポイント悪化しているものの、早期健全 化基準 (350.0%) を下回る数値となっている。下水道事業に係る資本費平準化債の継続発 行及び下水道事業会計の地方債残高の減少を主な要因とする公営企業債繰入見込額の減 少などがあったものの、火葬場建設事業、大鳴門橋周辺環境整備事業等を実施したことに よる地方債発行額の増加などにより比率は悪化している。

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は次のとおりである。

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減	経営健全化基準
下水道事業会計		_	_	
土地開発事業特別会計		_	_	20. 0
国民宿舎事業特別会計		_	_	

いずれの会計も資金不足は生じていないので、「一」で表示している。

(1) 法適用企業

法適用企業の資金剰余額・不足額の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

X	分	A	В	С	D		Е
		流動負債	建物改良費等以外の経費	流動資産	解消可能資	資金剰余額	事業規模
		(※)	の財源に充てるために起		金不足額	(△不足額)	
			こした地方債の現在高				
下 水 道事業会計	令和4年度	392, 451	0	535, 455	0	143, 004	412, 230
	令和3年度	209, 027	0	379, 725	0	170, 698	400, 776
	増 減 額	183, 424	0	155, 730	0	△27, 694	11, 454

^{※「}A流動負債」欄は、流動負債から控除企業債等の除外経費を控除している。

比率は次の算式による。

資金不足額{(流動負債 A+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こし

た

資金不足比率 = 地方債の現在高 B-流動資産 C) - 解消可能資金不足額 D}

事業規模E

(2) 法非適用企業

法非適用企業の資金剰余額・不足額の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

		A	В	С	D		Е
区	分	繰上充用			解消可能	資金剰余額	事業規模
		額	事業繰越額	の財源に充てるために起	資金不足	(△不足額)	
				こした地方債の現在高	額		
土地開発	令和4年度	0	0	0	0	158, 133	158, 133
事業特別	令和3年度	0	0	0	0	158, 133	158, 133
会 計	増 減 額	0	0	0	0	0	0
国民宿舎	令和4年度	0	0	0	0	4, 105	22, 625
事業特別	令和3年度	0	0	0	0	540	21, 955
会 計	増 減 額	0	0	0	0	3, 565	670

比率は次の算式による。

資金不足額 { (繰上充用額 A+支払繰延額・事業繰越額 B+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 C) — 解消可能資金不足額 D}

資金不足比率 =

事業規模E

第3 審査意見

当年度の健全化判断比率等のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないことから算出されていない。実質公債費比率は前年度と比較すると改善し、将来負担比率は前年度と比較すると悪化しているものの、これらの比率は、国の示す早期健全化基準等の数値を下回る結果であった。

これらのことから、本市の財政は、国の示す基準から判断すると健全な状態であるといえる。 しかしながら、人口減少の進行などにより地方交付税や市税への影響など収入の減少が予測 される。一方、歳出では、公共施設等の維持管理及び更新に係る経費や高齢化の更なる進展に よる医療や介護などに係る社会保障経費などの増加が見込まれる。

本市の健全化判断比率及び資金不足比率は前述したとおり、いずれも国の示す早期健全化基準等の数値は下回っている状況であるが、当該比率に加え、従来から用いている経常収支比率なども参考にしながら、慎重かつ適正に財政状況を把握する必要がある。その上で、引き続き優先順位と緊急性を厳しく精査し、限られた財源の効率的な活用を図りながら、健全な財政運営を堅持されるよう望むものである。